

愛川町公共施設等総合管理計画改訂の概要

項目	改訂の概要
国の指針への対応	<p>令和4年4月1日改訂の総務省「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針」において、本計画に記載すべき事項として「脱炭素化の推進方針」が追加されたことから、所要の改正を行うもの。</p> <p>【内容】</p> <p>●P36中段：「(2) 維持管理・修繕・更新等」に次の文言を追加する 「施設の維持管理・更新等に当たっては、断熱性能の高い材料の使用、省エネルギーに優れた機器や太陽光発電設備の導入など、消費エネルギーの省力化及び再生可能エネルギーの導入を推進し、施設の脱炭素化に努めます。」</p> <p>●P33 中段：「(3) コストの見直し」の「①更新費用の削減と平準化」から次の文章を削除する。 「また、大規模改修・建替え時には太陽光発電設備等省エネルギー設備の導入を推進し、その後の維持管理費用の縮減を図ります。」</p>

【パブリック・コメント手続を実施しない理由】

平成29年2月に策定（令和3年3月改訂）した「愛川町公共施設等総合管理計画」においては、総務省の指針に基づき策定したものでありますが、令和4年4月1日に指針が改訂され、本計画に記載すべき事項が追加されたことから、所要の改正を行うものです。

計画の見直し内容については、脱炭素化の取り組みについて追加記載するものでありますが、現行計画で既に「省エネルギー設備の導入の推進」について記載しており、今回の改訂は総務省の示す要件となるよう一部追記を行うものです。

このため、愛川町自治基本条例第19条第2項第4号に規定する「軽微なもの」に該当することから、パブリック・コメント手続を実施しないものです。

●今後の計画改訂に係るスケジュール

令和4年12月19日 行政経営会議付議

令和4年12月末（予定） 計画確定・公表

【策定の経過・スケジュール】

令和4年8月12日～8月23日 各課等に対し素案の意見照会

令和4年8月26日 県市町村課理財グループ 計画素案提出

令和4年9月8日 県市町村課理財グループ 起債要件に適合する内容であるとの回答有

令和4年12月19日 行政経営会議

令和4年12月末 計画確定・公表（案）